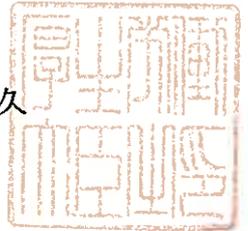


厚生労働省発開 1119 第 3 号
令和 2 年 11 月 19 日

労働政策審議会
会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱（職業能力開発促進法施行規則、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則及び青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱（職業能力開発促進法施行規則、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則及び青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正関係）

第一 職業能力開発促進法施行規則の一部改正

様式第一号、様式第四号、様式第七号、様式第十二号の二から第十二号の五まで、様式第十二号の七、様式第十二号の八及び様式第十二号の十二から様式第十二号の十五までの様式について、押印欄を削除すること。

第二 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正

様式第一号及び様式第二号について、申請者及び報告者に係る押印欄を削除すること。

第三 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正

様式第一号及び様式第二号について、押印欄を削除すること。

第四 その他

一 この省令は、公布の日から施行すること。

- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。